

(資料1)

災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、新潟県地域防災計画に基づき新潟県（以下「甲」という。）が一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会（以下「乙」という。）に対し災害時における浄化槽の応急復旧等に関する応援を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 浄化槽の被害実態調査及び点検
- (2) 浄化槽の部品交換及び補修工事に係る乙の会員のあっせん
- (3) 前2号に掲げるもののほか、浄化槽の応急復旧等に関し必要な行為

(応援要請)

第3条 甲は、被災した市町村等からの要請に基づき必要があると認めるときは、乙に対し、応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請は、原則として次に掲げる事項を示して文書により行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 応援を要請した市町村等の名称
- (2) 浄化槽の応急復旧等の内容
- (3) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 乙は、応援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

2 乙は甲に対し、応援の実施の状況を随時、報告するものとする。

(経費負担)

第5条 浄化槽の応急復旧等に要する経費は、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その額は、当該応急復旧等を実施した乙の会員と当該市町村等が協議の上、できるだけ安価で決定するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に基づく応援に関する連絡窓口は、甲においては県民生活・環境部廃棄物対策課、乙においては協会事務局とする。

(平時における協力体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時、必要な資料や情報を交換するものとする。

2 甲又は乙が研修や訓練等の実施が必要であると認めたときは、相互協力し、連携強化に努める。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

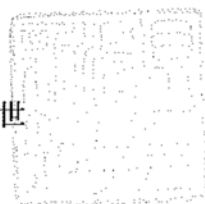
第9条 この協定は、平成18年10月23日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年10月23日

平成31年 4月 1日改正

甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角英世



乙 一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会
会長 島影清

